

知的財産権ワーキンググループ等侵害対策強化事業

令和6年度概算要求額 **1.3億円（1.3億円）**

特許庁総務部国際協力課

事業の内容

事業目的

本事業は、侵害発生国・地域の現地政府機関等を対象に知的財産権に関する制度面・運用面の改善要請、取締り能力向上等エンフォースメント能力強化に係る支援を実施することを通じ、我が国企業が抱える模倣品被害等を減少させることを目的とする。

事業概要

本事業は、侵害発生国・地域の現地政府機関等に対し、知的財産権に関する制度面・運用面の改善要請、取締り能力向上等エンフォースメント能力強化に係る支援をする事業である。実施内容の概要は以下のとおり。

- ① 模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）の活動に係る支援
- ② 日中知財ワーキング・グループを初めとする侵害発生国と共同で行う事業に係る支援
- ③ 侵害発生国の知財権所管官庁、税関、警察、裁判所等の政府機関職員等を対象としたセミナー等の開催等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

平成22年度から開始した終了予定のない事業であり、短期的には日本企業の模倣品対策に係る相談数300件を目指す。最終的には我が国企業の模倣品被害の減少を目指す。